



5山北保環第554号  
令和5年11月30日

ROLLINGZERO株式会社  
代表取締役 国本 武 様

京都府山城北保健所長



条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成26年京都府条例第15号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第15条第1項の規定により通知します。

なお、同条例第3条第2項の規定により、この通知を受けた日から2年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 1 産業廃棄物処理施設設置等の目的
  - (1) ラジアルカッター (RC-40) 老朽化に伴う破砕機の入替
  - (2) 埋立処分をしているタイヤカット品をチップ化して、燃料として出荷するための機械設置（既存のトレッドラジアルカッター (RC-50) と入替）
  - (3) 処理能力の変更（変更前）40.6 t/日  
（変更後）40.8 t/日
  - (4) 上記変更に伴う保管容量・場所の変更（変更前）862.21 m<sup>3</sup>/日  
（変更後）860.27 m<sup>3</sup>/日
- 2 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所  
京田辺市大住池島21番地8ほか
- 3 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類（廃タイヤ）の破砕
- 4 事業計画書提出年月日  
令和5年11月1日

担当 山城北保健所 環境課 東川  
電話 0774-21-2913  
E-mail t-higashikawa34@pref.kyoto.lg.jp